

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月20日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 西川 知己

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収入合計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	197,927	197,927	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	385,740	385,740	
人 件 費	45,500	45,500	
事 務 ・ 事 務 所 費	675,269	675,269	
支 出 合 計	1,304,436	1,304,436	

様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

令和 7 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 西川知己

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【人件費】	4/1-3/31	政務活動を補助する職員の雇用を行った。
【事務・事務所費】 市政事務所の設置 備品購入等	4/1-3/31	事務所家賃、駐車場代、光熱費、携帯電話使用料金及び事務所で使用する文房具（ペン・付箋・クリップ・ファイル等）を購入した。
【広報・広聴費】 議会レポートの 印刷、郵送、ポスティング	4/1-3/31	議会レポート配布のため、レポートのデータ印刷、郵送、ポスティングを行った。
【調査研究費】 ガソリン代	4/1-3/31	市政相談、市政のための調査研究のための移動を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/4/10	1		14,516	-14,516	事務所電気代	⑨	
2025/4/10	2		4,994	-19,510	Wi-Fi固定電話	⑨	
2025/4/10	3		21,660	-41,170	ガソリン代	①	
2025/4/10	4	810,000		768,830	4月、5月、6月政務活動費受け入れ		
2025/4/28	5		44,715	724,115	事務所家賃	⑨	
月 計		810,000	85,885				
累 計		810,000	85,885	724,115			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/5/12	1		13,238	710,877	事務所電気代	⑨	
2025/5/12	2		5,434	705,443	Wi-Fi固定電話	⑨	
2025/5/12	3		15,850	689,593	ガソリン代	①	
2025/5/27	4		44,715	644,878	事務所家賃	⑨	
月 計		0	79,237				
累 計		810,000	165,122	644,878			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/6/10	1		10,708	634,170	事務所電気代	⑨	
2025/6/10	2		5,002	629,168	Wi-Fi固定電話	⑨	
2025/6/10	3		13,137	616,031	ガソリン代	①	
月 計		0	28,847				
累 計		810,000	193,969	616,031			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/7/10	1	810,000		1,426,031	7月、8月、9月政務活動費受け入れ		
2025/7/14	2		12,921	1,413,110	事務所電気代	⑨	
2025/7/14	3		5,121	1,407,989	Wi-Fi固定電話	⑨	
2025/7/14	4		18,634	1,389,355	ガソリン代	①	
2025/7/16	5		44,715	1,344,640	事務所家賃	⑨	
2025/7/28	6		44,715	1,299,925	事務所家賃	⑨	
月 計		810,000	126,106				
累 計		1,620,000	320,075	1,299,925			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2025/12/10	1		13,554	1,847,248	事務所電気代	⑨	
2025/12/10	2		5,083	1,842,165	Wi-Fi固定電話	⑨	
2025/12/10	3		11,379	1,830,786	ガソリン代	①	
2025/12/11	4		3,993	1,826,793	ガソリン代	①	
2025/12/12	5		44,715	1,782,078	事務所家賃	⑨	
2025/12/29	6		44,715	1,737,363	事務所家賃	⑨	
月 計		0	123,439				
累 計		2,430,000	692,637	1,737,363			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西川 知己

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2026/3/5	1		45,500	2,392,200	人件費	⑧	
2026/3/11	2		44,715	2,347,485	事務所家賃	⑨	
2026/3/13	3		5,146	2,342,339	Wi-Fi固定電話	⑨	
2026/3/13	4		14,321	2,328,018	事務所電気代	⑨	
2026/3/13	5		6,714	2,321,304	ガソリン代	①	
2026/3/31	6		88,740	2,232,564	市政報告書印刷代	⑦	
2026/3/31	7		297,000	1,935,564	市政報告書ポストイン代	⑦	
月 計		0	502,136				
累 計		3,240,000	1,304,436	1,935,564			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

西川 知己

ふりがな	[REDACTED]			
被雇用者の氏名	[REDACTED]			
生年月日	[REDACTED]			
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]			
雇用期間 (雇用開始日)	2026年 2月 10日 ～ 2027年 3月 31日			
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)			
勤務時間数	午前9時00分から午後18時00分の中で週5時間からとする (就業時間中に15分、就業時間が6時間を超える場合は45分)			
賃金額	時給	1,300円		
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="/> 按分		80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.4 時間 (週勤務時間数) 8 時間
<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照				
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。			
備考				


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府堺市 	TEL
下記の条件で契約する		
雇用期間	2026年 2月 10日から 2027年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区長曾根町 408-1 関西ビル 1 階	
仕事内容	政務活動に係る補助及び関係書類の作成 政務活動関係事務	
業務内容	政務活動費の請求書類作成、市政報告書作成 市民対応、事務所番、文書作成、地域活動手伝い	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 18 時 00 分の中で週 5 時間からとする (就業時間中に 15 分、就業時間が 6 時間を超える場合は 45 分)	
休 日	シフト制	
給与・待遇	時給 1,300 円	
給与支払	毎月月末締め、翌 5 日払い (支払日が休日の場合は、翌営業日に支給)	
給与振込先	雇用者の指定する方法にて	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する <div style="float: right; margin-right: 50px;"> 2026 年 2 月 10 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 被雇用者 </div> <div style="text-align: center;"> 西川 知己 </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		

出席簿 (2026年 2月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間		備 考
					基 本	時間外	
1日	日						
2日	月						
3日	火						
4日	水						
5日	木						
6日	金						
7日	土						
8日	日						
9日	月						
10日	火	9:30	16:30	0:45	6:15		
11日	水						
12日	木						
13日	金	9:30	16:30	0:45	6:15		
14日	土						
15日	日						
16日	月	9:30	16:30	0:45	6:15		
17日	火	9:30	16:30	0:45	6:15		
18日	水						
19日	木	9:30	16:30	0:45	6:15		
20日	金						
21日	土						
22日	日						
23日	月						
24日	火	9:30	16:30	0:45	6:15		
25日	水						
26日	木						
27日	金	9:30	16:30	0:45	6:15		
28日	土						
合計時間					43.75	時間	
出席日数					7	日	



業務日報

2026年2月

報告者	勤務日	勤務時間	業務内容	市民相談	相談内容
■	2月10日	9:30-16:30	事務所番 お礼状作成	無	
■	2月13日	9:30-16:30	事務所番 政務活動費請求書類作成	無	
■	2月16日	9:30-16:29	事務所番 電話対応、市民対応、議員報告	無	
■	2月17日	9:30-16:30	事務所番 電話対応、市民対応、議員報告	無	
■	2月19日	9:30-16:30	事務所番 政務活動費請求書類作成	無	
■	2月24日	9:30-16:29	事務所番 電話対応、市民対応、議員報告	無	
■	2月27日	9:30-16:30	事務所番 電話対応、市民対応、議員報告	無	

建物賃貸借契約書

店舗事務所用

令和 2年10月23日

物件名

関西ビル 1階北 号室

契約者名

西川 知巳 様

株式会社明光

所在地	(住居表示) 大阪府堺市北区長曾根町408番地の1					
物件	関西ビル			1階北号室		
構造	鉄骨造			地上3階建		
契約期間	令和 2年10月23日から 令和 4年10月22日まで (2年間【自動更新】とする)					
賃料等	賃貸料	月額 78,000円	消費税	月額 8,100円	保証金	[REDACTED]円
	定額水道料	月額 3,000円			解約引き (保証金)	[REDACTED]円
	合計月額	月額 89,100円				
賃料等の支払時期		乙は毎月末日までに翌月分を下記の支払い方法にて支払うこととする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	<input type="checkbox"/> 振込	振込先			

使用目的	事務所・店舗として	業種	議員事務所
緊急連絡先	住所	堺市 [REDACTED]	借主との関係
	氏名	[REDACTED]	TEL

特約事項	<p>家賃は令和2年11月23日から発生するものとする。 貸主は株式会社いえらぶパートナーズが定める保証約款に従うことに同意する。又、借主は株式会社いえらぶパートナーズが指定する入金方法（口座引落し）に従うものとする。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1条
貸主
「本件
第2条
契約
2
同期
第3条
甲は
何問
第4条
乙は
され
第5条
敷金
(1
に
(
に
(
主
(
未
額
に
(
な
(
が
第
と
に
第
2
7

店舗事務所用建物賃貸借契約書

第1条 (契約の締結)

貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、標記に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

第2条 (契約期間)

契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに標記契約期間と同期間、契約が自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 (使用目的)

甲は、本物件を標記の目的をもって乙に賃貸し、その使用をなさしめることを約し、従って乙は理由の如何問わず住居として使用してはならない。

第4条 (礼金)

乙は礼金として、標記金額を、現金をもって契約と同時に甲に支払うものとし、理由の如何を問わず返金されない。

第5条 (敷金 (保証金))

敷金 (保証金) が設定されている場合、以下の通りとする。

(1) 乙は、敷金 (保証金) として標記の金額を契約締結と同時に甲に預託する。なお、敷金 (保証金) には利息を付さない。

(2) 甲は、敷金 (保証金) をもって乙の債務の弁済に充当することができ、これにより敷金 (保証金) に不足が生じた場合、乙は直ちに不足額を預託しなければならない。

(3) 乙は、敷金 (保証金) をもって、賃料等その他この契約に基づく乙の債務の弁済に充当することを主張することはできない。

(4) 敷金 (保証金) は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した場合に標記の敷引 (解約引) および未納の賃料等、延滞損害金、損害賠償金、自然消耗以外の補修等乙の負担すべき一切の債務を控除した残額を返還する。尚、敷引 (解約引) 以外の金額を敷金 (保証金) より控除する場合、甲は、その内訳を乙に示さなければならない。

(5) 敷金 (保証金) の額が前号の支払額に対して不足する場合は、乙は直ちに不足額を納付しなければならない。

(6) 乙による本契約解除の規定により賃貸借が終了したとき、及び甲の責に帰すべき事由により賃貸借が終了したときは、甲は敷引 (解約引) を行わない。又、乙は、敷金 (保証金) の返還請求権について、第三者に譲渡し、あるいは、担保差し入れ等を行ってはならない。

(7) 敷金 (保証金) 返還の時期は、賃貸借が終了し、乙が本物件を明け渡した日の属する翌月末日までとする。敷金が設定されていない場合、乙の負担すべき債務があるときは、乙は、甲からの請求に速やかに応じて支払わなければならない。

第6条 (賃料・共益費)

乙は、標記の記載に従い、賃料・共益費を支払わなければならない。

○ 契約時は1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割計算した額とする。

○ 将来一般経済状態の変動、一般の賃料の増額、又は土地建物に対する租税その他、負担の増額があったときは甲は標記賃料及び共益費を増額することが出来る。

4 水道及び電気の請求が検針の場合、甲が検針し乙に請求する。乙は毎月末日に翌月分の賃料、共益費、当月分の水道料金、電気料金を甲に振込支払わなければならない。

第7条 (禁止事項)

乙は下記の行為をしてはならない。

- (1) 賃借物の用途の変更。
- (2) 賃借権の譲渡、又はこれを担保に差入ること。
- (3) 賃借物件の転貸、第三者との共同使用、その他名目の如何を問わず、事実上他人に使用させること。
- (4) 乙が法人である場合の商号変更及び代表者の変更をすること。
- (5) 改築改装をなすこと。但し、甲の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (6) 危険物を建物内に持ち込むこと。
- (7) 共用部分に障害となる一切の物を放置すること。

第8条 (入居中の費用負担)

本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、本物件のうち専有部分において下記項目の入居中の手入れ・修繕等については自己の負担にて行うものとする。

- (1) 乙の負担にて設置した壁、天井、床、造作、設備等。
- (2) 水道栓等給水設備の軽微な調整・修理・消耗部品 (ゴムパッキン等) の交換。
- (3) 電球・蛍光灯・ヒューズの取替え。
- (4) 電話回線工事。
- (5) 甲が設置したエアコン・クーラー等のフィルターの清掃、軽微な修理、軽微な部品交換。
- (6) 乙の故意または過失により必要になった修繕²² (7) その他軽微な修繕、軽微な消耗部品の交換。

乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見した時には、速やかに甲に通知しなければならない。乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の方法についてあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第9条（期間内解約）

賃貸借期間の定めにかかわらず、乙は甲に対して予め退去月（建物の明渡し月）の2ヶ月前の月末日までに解約通知書を提出することにより賃貸借を解約することができる。この場合、解約通知書に記載された明渡し予定日をもって賃貸借は終了する。ただし、上記解約予告に代えて賃料・共益費その他月額費等の解約申し出日の翌月以降2ヶ月分相当額を支払い即時解約できるものとする。

2 解約通知は、必ず書面にて行うものとし、電話や口頭による通知は効力を発しないものとする。

3 賃貸借終了日の属する月の賃貸料等については日割り精算されず、1ヶ月分乙の負担とする。

4 甲が、期間満了日以後の日を終了日として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において書面により通知する。

第10条（通知義務）

乙もしくは入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届けなければならない。

(1) 入居者が、入居後電話を設置したとき。

(2) 乙または連帯保証人の住所・氏名（法人の場合は商号、代表者の氏名）または職業・勤務先（法人の場合は業種）に変更が生じたとき。

(3) 本物件が破損し、または破損のおそれがあるとき。ただし、緊急を要する場合は口頭にて甲に連絡して事足りる。

(4) 入居者全員が、引続き1ヶ月以上本物件を空室にするとき。

第11条（看板・内装・造作・諸設備工事）

乙は、本物件に看板を設置し、またはその他の掲示をする場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

2 乙は、本物件内で、内装・造作工事あるいは電気配線・社内ネットワーク構築等の諸設備工事を行う場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

3 前項および前々項の工事については、乙は、予め設計図面・仕様書を添付のうえ工事施工願を甲に提出し、承認を受けるものとする。

4 前項の工事施工業者を甲・乙協議の上選定し、甲・乙・施工業者の三者でもって工事内容の詳細について協議し、甲が最終的に決定事項を承認するものとする。

5 乙による工事の費用負担はすべて乙にあるものとし、以後の工事施工による有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

6 工事施工により、新たに不動産取得税等の公租公課が発生した場合は、乙の負担とする。

7 工事を無断着工した場合、または第4項の甲が承認した協議決定事項と異なる施工をした場合は、甲はこれを中止もしくは撤去を要求することができ、乙はこれに従うものとする。

8 乙が甲の承認を得て行った上記の原状変更工事の内容および造作物・諸設備については、契約終了時乙は甲に買取り請求をすることはできず、乙は、契約終了前にすべて撤去のうえ原状回復を施さなければならない。ただし、甲が原状回復を希望しない場合は、乙は回復工事義務を免責される。この場合、特段の定めがない限り、乙は甲に前記買取り請求等の対価を求めないものとする。

第12条（契約の解除）

乙または入居者もしくはそれらの関係者が、次の各号の一に該当する行為を行ったときは、乙に対し何らの催告を要せず、甲は、本契約を解除することができる。

(1) 入居者申込書に虚偽事項を記載するなど不正な行為によって契約・入居したとき。

(2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。または、支払いをしばしば遅延し、賃貸借関係を損なうと甲が判断したとき。(3) 近隣及び他の賃借人に対し危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき。

(例；猛獣、サソリ、蛇・トカゲ類の爬虫類等の搬入・飼育、または、大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等を使用することなど。)

(4) 故意・重大な過失等により本物件および付帯設備を汚損・破損または滅失したとき。

(5) 反社会的と認められる団体（暴力団、暴走族、過激な政治団体・宗教団体等）の構成員・準構成員であることが判明したとき。もしくはその事務所として使用していることが判明したとき。

(6) 本物件内で法律上禁止された行為をしたとき。(7) 支払いを停止し、または、理由なく営業を中止したとき。(8) 営業取り消しの処分を受けたとき。

(9) 営業を廃止し、または、理由なく営業を中止したとき。

(10) 賃貸借を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

(11) 本契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除したために甲が損害を被った場合は、乙に対して損害賠償を請求できるが、乙に損害が生じても甲はその責を負わない。

3 乙が賃借物件より通知なく退出して1ヶ月以上行方不明となったとき、本賃貸借契約は、甲より何らの催告その他の手続きを要せず、退出より1ヶ月を経過したときをもって終了するものとする。尚、この場合、賃貸借物件内に残存する乙の所有物は、乙においてその所有物は、乙においてその所有権を放棄したものとし、甲において所有物を任意処分しても乙は一切異議を述べないこと。撤去費用は乙の負担とする。

第13条（反社会勢力に関する事項）

甲及び乙は、次の各号を確約する。

①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。

②反社会勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

2 乙は本物件の使用に当り、次の号に掲げる行為を行ってはならない。また乙が次に掲げる行為を行った場合は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

①本物件を反社会的勢力の事務所その他活動の拠点に供すること。

②本物件または本物件周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、他賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

③本物件を反社会勢力に占有させ、または本物件に反復継続して反社会勢力を出入りさせること。

3 乙について、次の各号に該当した場合には、甲は何ら催告もせずして、本契約を解除することができる。①本条第1項の確約に反する事実が判明したとき。②契約締結後に自らまたは役員が反社会勢力に該当したとき。

第14条（原状回復、明渡し及び明渡し遅延の場合の違約損害金の予定）

乙は、明渡しの際、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 乙及び入居者すべての者の退去。

(2) 乙が搬入したすべての家財物品等の搬出。

(3) 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の搬出処理。

(4) 退去に伴う電気・ガス・水道等の公共料金精算手続。この場合、精算書類の提示が必要。

(5) 鍵（入居時に受け取ったもの及び新たに複製したもの）の返還。

(6) 本契約書の返還。ただし、契約書紛失の場合は賃貸借終了を証する書面を提出。

2 乙は、前項の処理と同時に、通常の使用による本物件の損耗を除き、乙の故意または過失により必要となった修繕義務は乙にあり、本物件を原状に回復して甲に返さなければならない。もし、乙が原状回復をしない場合は、甲は、乙の費用負担にて原状回復することができる。

3 乙が明け渡し後、建物内外に残置ゴミ・物品等があるときは、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見做し、何らの催告を要せず乙の費用で搬出して他の場所に保管する、あるいは任意に処分することができる。

4 の場合、搬出・処分が完了した日を持って本物件の明渡し日とする。

4 乙は、解約通知書を甲に提出し、乙が指定した退去日に本物件を甲に明け渡さなければならないにもかかわらず、明渡しが遅延する場合、本契約終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料等に相当する金員に、明渡しの遅延が原因で甲に損害が発生した場合その実費分を付加して、本賃貸借における違約損害金として甲に支払わなければならない。

5 乙は、賃貸借の終了に際し、移転料・立退料等の諸経費についての請求をすることはできない。

第15条（契約の消滅並びに返還義務）

乙は、本賃貸借契約の解除その他により契約が終了したときは、直ちに賃借物件を甲に返還すること。乙は、賃借物件返還に際し、その返還を怠ったときは、その使用を継続すると否とを問わず、返還完了に至るまで、その契約解除時における約定賃料の倍額の損害金を甲に支払うべきものとする。

第16条（火災保険の加入）

乙は、本契約締結時に、階下への漏水被害や火災・盗難等による本物件内資産の損害及び甲に対する損害の賠償に備えて本物件を対象とした甲の指定する火災保険に自己の負担にて加入しなければならない。また、本契約が更新された場合も同様とする。

第17条（免責及び契約の終了）

天災地変その他不可抗力による地震・火災等によって本物件が毀損したときで、乙の財産に損害が生じて甲は賠償の責を負わない。

2 毀損の程度が甚大で本物件が使用不能となったとき、または公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったときは、本賃貸借契約は当然に終了する。

第18条 (規定外事項)

本物件が将来において甲の都合により所有者の変更が行われた場合は、乙は新所有者との賃貸借契約に於いての話し合いに応じること。

2 甲及び乙は信義に則り本契約を履行し、この契約に定めのない事項について疑義または紛争が生じた場合には、民法並びに慣習に従い甲乙協議の上、平穩に解決を計ること。

第19条 (法規の改正)

消防法、建築基準法等の改正により、甲が当建物に消防用諸設備の設置或いは当ビルの一部改修等を行わなければならないとき、乙はそれに伴う甲の本物件への立入行為或いは諸設備設置、改修行為を認容しなければならない。また、協力しなければならない。その設備費用は賃借人の負担とする。

第20条 (管轄裁判所)

本契約に関し、紛争が生じ、甲・乙の協議によっても解決出来なかったときの管轄裁判所は甲の所在地管轄裁判所とすることを乙は認諾する。

第21条 (立入点検並びに原状回復義務)

甲は、建物の管理上、本物件内に立入って検査をする必要が生じたとき、または乙が2ヶ月分以上賃料を滞納した時は、予めその旨を乙はまたは入居者に通知し、乙または入居者の立会いのもとに立入検査を行う。

2 乙は、上記立入検査に協力する義務がある。

3 火災・漏水・盗難その他緊急を要する場合で事前に乙または入居者の承諾を得ることができないときは、第1項にかかわらず承諾を得ることなく甲または甲の指定する者は、本物件内に立入ることができる。この場合、甲は、立入り後速やかにその旨を乙に報告する。

第22条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人(以下「丙」「丁」という)は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2. 前項の丙および丁の負担は、表記に記載する極度額を限度とする。

3. 丙および丁が負担する債務の元本は、乙又は丙、丁が死亡したときに、確定するものとする。

4. 丙および丁の請求があったときは、甲は、丙および丁に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

5. (規定外事項) 本契約に定めのない事項については関係法規並びに慣例に従うものとし、各々信義をんじ誠意をもって協議善処するものとする。

6. (管轄) 万一、本契約書に関し甲・乙間に紛争が生じた場合は、甲の居住地の裁判所を管轄裁判所とすることを甲・乙は予め合意する。

第23条 (特約事項)

(1) 乙は甲に対して団体的な交渉は一切しない。

(2) 現状有姿の引渡しとする。

(3) 鍵は甲の了解なく鍵の取替えまたは増設はできない。取替えまたは増設する必要がある場合は、甲の承諾を得て乙の費用負担のもとに甲が行うものとする。

約に
生じ
と行
りし
理
査
と
き

確 認 書

当契約条項を堅守致しますと共に家賃等は毎月月末までに翌月分を
契約書記載の支払い方法で支払うことを約束致します。

支払い期日に賃料の支払いができない場合、前もって管理者に連絡
の上、了承を得ることを約束致します。

尚、連帯保証人は賃借人と連帯し未払い債務を支払います。

本契約が更新された場合も同様とすることを承諾致します。

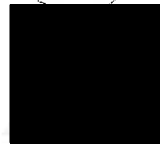
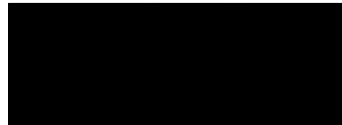
令和 2年 10月 23日

賃借人 (契約者)

西川 知巳



連帯保証人



連帯保証人

印

本契約の締結を証するため、本契約書を締結し、また甲と連帯保証人（丙）（丁）は、表記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を参通作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主）	住所 大阪府堺市北区長曾根町408-1
	氏名 株式会社明光 代表取締役 伊藤 孝治
乙（借主）	住所 堺市 [Redacted]
	氏名 西川 知巳 [Redacted]
丙 （連帯保証人）	住所 堺市 [Redacted] 極度額： [Redacted] 円（ [Redacted] ）
	氏名 [Redacted] TEL [Redacted]
丁 （連帯保証人）	住所 極度額： [Redacted] 円（ [Redacted] ）
	氏名 [Redacted] TEL [Redacted]

媒介業者 大阪府知事（1）第62133号
 令和2年9月24日
 〒591-8024 大阪府堺市北区黒土町69番地の2-103
 株式会社 FRANKNESS [Redacted]
 代表取締役 迫田 浩 [Redacted]
 （大阪）第120206号
 迫田 浩 [Redacted]

覚書 契約中は借家人賠償責任担保付火災保険及び賃貸保証会社に参加し、本物件を退去するまで契約更新することを、又本契約条項の通り賠償することを承諾します

入居者 西川 知巳 [Redacted]

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

解約通知書

令和 年 月 日

貸主 _____ 殿

(賃借人氏名) _____ ㊟

(賃貸物件名) _____ 号室

(賃貸物件住所) _____

(連絡先電話番号) _____

上記物件の賃貸借契約の解約を申し入れます。

記載した日までに上記物件を明け渡すことを通知し、契約書に記載の通り確実に履行することを確約いたします。

◆承認事項

- ・本物件の鍵全部（コピーを含む）と契約書を退去立会時に持参し、返却いたします。
- ・立会時には、家財道具一切を搬出し空室状態にしておきます。
- ・退去立会時に内装点検により、借主負担分修繕箇所が見受けられると御社に判断された場合や、万一明け渡しに不備があった場合は、その費用の全額をお支払いいたします。
- ・万一、明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延により発生した損害について無条件に私が一切賠償をいたします。

◆注意事項

この通知書は退去通知予告期日迄に提出してください。

解約月の賃料・共益費等の日割精算は致しません。

解約通知書の撤回、取消し、変更はできません。

・荷物のない状態で、入居者立会の元、室内をチェックさせていただきますので希望日時をご連絡下さい。（日・祝を除く）

退去日時 令和 年 月 日 立会希望時間 AM・PM :

転居先のご住所

今後の参考とさせていただきますので退去理由のアンケートにご協力お願い致します。

退去理由

管理会社 みなもと管理（株式会社 源実業）

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目2-4 源実業北浜ビル6F

TEL:06-6203-1300 Fax:06-6203-1311

管理会社へ連絡し郵送またはFAX送信してください

管理規約

この規約は、借主及び入居者が遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを以下に定めたものです。

1. (善管注意)

借主および入居者賃貸人は賃貸部分の善管注意に関して、以下の各号を守らなければなりません。

- ①室内の床、壁、天井、柱、ドア、引戸、襖、障子等の建具、鴨居、敷居、付け柱等に押しピン、釘、ビス、接着性物掛、その他汚れを残すものを打ち付けないこと。
- ②室内に結露やカビが発生しないように通風を心掛けること。
- ③階下へ漏水がないよう、洗濯機の設置時など水回りの管理には特に注意すること。
- ④トイレ、流し台、浴室、洗面の排水管に物を詰らせないよう定期的洗浄を行うこと。
- ⑤ガスの取扱いは細心の注意が必要で、台所での使用時は目を離さないこと。
- ⑥日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

2. (一般的遵守事項)

- ①テレビ、ステレオ、ラジオその他軽楽器等の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。
- ②バルコニーもしくは共用廊下から下へ物やゴミ屑を落とさないこと。
- ③悪臭を放って近隣に迷惑をかけること。
- ④ペットが飼育できる場合でも、放し飼いにして共用部分に放出し、また、鳴き声、臭いで近隣に迷惑をかけること。
- ⑤エレベーター内では、物を散らかしたり、落書きをしたり、唾、痰を吐かないこと。
- ⑥廊下・階段・エントランス等共用部分にゴミや私物を置かず、常に清潔を心掛けること。
- ⑦消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

3. (ゴミ処理)

- ①ゴミは、指定のゴミ袋に入れ、必ず指定日の指定時間帯に指定場所に出すこと。
- ②大型(粗大)ゴミの場合は、住まいの市の条例に従います。ゴミ処理センター等に連絡すること。
粗大ごみ収集受付センター【大阪市】 (通話料無料) … 0120-79-0053

4. (その他)

- ①廊下・階段・エントランス・エレベーター等共用部分で喫煙すること、ゴミをポイ捨てする等、他の入居者に不快の念を抱かせる行為は禁止します。
- ②自転車について 駐輪場があり、許可書の必要なマンションには、自転車の管理シールを配付します。お持ちの自転車の見やすい場所に部屋番号を記入の上貼り付けて下さい。許可証が貼られていない自転車や指定の場所に置かれていない自転車は撤去対象となるためご注意ください。
- ③長期不在の場合は管理会社へ連絡下さい。
- ④みなもとメンバーズカードについて 弊社管理物件の入居様にメンバーズカードを配布させて頂いております。弊社管理物件内でのお引越しの費用の負担が割引になります。入居者以外のお知り合いの方でも一部適用できますので、引越しを検討の際はお気軽にお問い合わせ下さい。

以上の規約に関して、違背の程度が著しい入居者がいる場合、契約者の借主に対して、本契約を解除します。



重要事項説明書

堺市北区長曾根町408番地の1 関西ビル 北 号室

貸主代理 株式会社 明光 様

借 主 西川 知己 様

重要事項説明書

令和 2 年 10 月 23 日

西川 知己

様

取引形態 (法第34条第2項)

貸主 代理 媒介(仲介)

※ 下記建物について宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づいて次の通り説明します。この内容は重要です、十分理解して下さい

物件の表示	名称	関西ビル	室番号	北	号			
	所在地	大阪府堺市北区長曾根町408番地の1	地上	3	階建 地下	階		
	構造	鉄骨	造	床面積 約	33	m ²	間取り	1

貸主代理	氏名	株式会社 明光	備考
	住所	大阪府堺市北区長曾根町408番地の1	

管理	委託先名称	みなもと管理	備考
	所在地	大阪市中央区道州町1丁目2-4 源実業北浜ビル6F	

借主	契約者	西川 知己	自宅	■
	住所	堺市 ■	携帯	■
	入居者	西川 知己		

●登記簿に記載された事項(甲区)

所有権に関する事項(甲区)	名義人氏名	■
	名義人住所	大阪市 ■
	所有権にかかる権利に関する事項	無

●登記簿に記載された事項(乙区)

事権所有(乙区以外)の有無	(根) 抵当権設定 (設定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
無	無

●賃料及び賃料以外に授受される金額

敷金	
礼金	
保証金	■
賃料	85,800
共益費	
水道代	3,300
管理会社契約事務手数料	
賃貸保証料	
鍵交換代	
抗菌コート代	
火災保険(2年毎)	
仲介手数料	■
入居予定日	2 年 10 月 24 日
決済予定日	2 年 10 月 23 日

●改正民法395条・短期賃貸借制度の廃止説明

本件建物に抵当権(根抵当権)が設定されている場合、借主は、その抵当権(根抵当権)が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、6月以内に明け渡さなくてはならないこととなります。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることはできません。(元の貸主に求めることとなります。)また、買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

●法令に基づく制限の概要

法令名及び制限の概要	該当する制限 (設定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)

●飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設

飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 私営	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
電気	関西電力網	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
ガス	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 都市 <input type="checkbox"/> LP	<input checked="" type="checkbox"/> 専用メーター <input type="checkbox"/> 割当
排水	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> その他 ()	

●建物設備の整備状況

給湯	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
冷房	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
暖房	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浴室	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共同
エレベーター	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	コンロ	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気

●石綿(アスベスト)使用調査記録

<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	内容	<input type="checkbox"/> 別紙調査記録がありますので添付します。 <input type="checkbox"/> 所有者及び管理業者に本物件の石綿調査記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
------------------------------------------------------------------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●耐震診断記録 ※昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものについては、本書による説明は致しません。

<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	内容	<input type="checkbox"/> 別紙調査記録がありますので添付します。 <input type="checkbox"/> 所有者及び管理業者に本物件の耐震診断記録の有無を照会した結果存在しないことを確認した。
------------------------------------------------------------------	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●当該宅地建物の存する区域が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内
----------	------------------------------------------------------------------

●当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに 関する法律	ア. 津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→内の場合はイへ
	イ. 津波災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→説明

●当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内	→説明

●用途その他の利用制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 住居 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用併用	利用の制限	鳥獣類の飼育 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	楽器等の持込使用 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可	石油ストーブの持込使用 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	--------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

●契約解除に関する事項

貸主は正当理由に基づき借主に対して6ヶ月前に、また借主は貸主に対して退去月の2ヶ月前の月末日までに解約を申し出ることができ、この場合予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。

2. 借主に次に該当する行為があったとき、貸主は即時契約を解除できる。
 ※貸主の承諾なく造作模様替え、人員増加、賃借権の譲渡又は転貸、又は使途を変更したとき。
 ※善良な管理者の注意義務に違反して目的物件あるいは共用部分を滅失、破損したとき。

●損害賠償の予定又は違約金に関する事項

借主が善良な管理者の注意義務に違反して目的物件に損傷を与えた場合は借主が貸主の受けた損害を賠償する。
 契約解除通知後、明渡し期日遅延による貸主の損害は借主が賠償する。
 手付金の段階では手付金を放棄することにより契約を解除できる。
 その他、法の定めるところによる。

●支払金又は預り金の保全措置の概要

<input type="checkbox"/> 講じる <input checked="" type="checkbox"/> 講じない	保全措置を行う期間
-----------------------------------------------------------------------	-----------

●金銭の貸借の斡旋

斡旋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	斡旋の内容	金銭貸借が成立しない時の措置
-------	------------------------------------------------------------------	-------	----------------

●賃貸借期間及び契約更新に関する事項

契約期間	《始期》 R2 年 10 月 23 日 《終期》 R4 年 10 月 22 日	※契約期間は天候等による建築又は内装工事遅延により止むを得ず変更する場合があります
更新に関する事項	契約更新は契約期間満了日より 2 年毎とする。賃料、共益費の改定は公租公課、物価、地価、近隣賃料の上昇度を勘案して貸主が算定し借主に通知する。	更新時 更新料無し

●敷金等の精算に関する事項

解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、その債務不履行の完了時まで敷金の返還を留保できる。
 解約時、借主に賃貸借契約上の債務不履行があれば、貸主は敷金返還金にて相殺できる。

●特約事項

1. 解約月の賃料は日割り計算しない。
2. 当事者の一方が契約履行に着手した後の解約は入居後の解約と看做す。
3. 本物件契約の条件として、賃貸保証会社との契約を締結し更新(更新料必要)を必須とする。
4. 本契約中は、火災保険に加入し更新するものとする。

その他、賃貸借契約書特約事項参照

●供託に関する事項

宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	公益社団法人 不動産保証協会 東京都千代田区麹町3-30 全日会館
宅地建物取引業保証協会の事務所の所在地	公益社団法人 不動産保証協会 大阪本部 大阪市中央区谷町1-3-26 全日大阪会館
弁済業務保証金を供託した供託所及びその住所	法務省 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎

本社所在地	大阪府知事(1)第62133号 株式会社FRANKNESS 堺市北区黒土町69番地の2-103
代表取締役	迫田 浩一
業務所に務める事務	株式会社FRANKNESS 堺市北区黒土町69番地の2-103
TEL	072-242-4487
FAX	072-242-4486
説明をする宅地建物取引士 氏名・登録番号	(大阪)第120206号 迫田

以上の重要事項について説明を受け、重要事項説明書を受領しました。
 尚、契約成立時には媒介報酬として記載金額の仲介手数料を支払うことを承諾致しました。

令和 2 年 10 月 23 日
 住所 堺市
 (借主様氏名) 西川 知巳

反社会的勢力排除に関する条項

(反社会的勢力の排除)

第1条 借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第2条 借主は本物件の使用に当たり、下記の禁止事項の遵守を確約する。

- ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 借主が、次のいずれかに該当した場合には、その相手方（貸主等）は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
- ② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- ③ 借主が第2条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして契約を解除することができる。

令和 2 年 10 月 23 日

氏名： 西 ツ 知巳



住所： 堺市

